外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井田健二郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月十八日

東京都港区南青山二丁目三一番八号Ｄａｉｗａ南青山ビルディング三階

The Daily Beast Company LLC

日本における代表者　井田健二郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である古谷直が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月十八日

東京都墨田区吾妻橋二丁目三番一一号

パラダイム・ワールドワイド・リミテッド

日本における代表者　古谷　直

限定承認公告

本籍北海道札幌市北区篠路九条三丁目二六四番地、最後の住所札幌市南区真駒内本町三丁目九番二―二〇二号

被相続人　亡　本多　宏

右被相続人は平成二十五年七月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年十月十一日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

札幌市南区真駒内本町三丁目九番二―二〇二号

相続財産管理人　本多　靖子

限定承認公告

本籍新潟県糸魚川市大町二丁目六二番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区春日町九番八―三〇一号

被相続人　亡　建守　治子

右被相続人は平成二十五年四月二十四日死亡が判明し、その相続人は平成二十五年十一月六日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

東京都西東京市新町一丁目四番七―四〇四号

限定承認者　増田貴美子

限定承認公告

本籍広島県府中市府中町五五〇番地、最後の住所広島県府中市広谷町二四一番地二五

被相続人　亡　石川　和孝

右被相続人は平成二十五年八月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月十四日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十八日

広島県府中市広谷町二四一番地二五

限定承認者　石川　君恵

信託業務を営む金融機関の吸収分割の公告

当社（以下「乙」といいます。）は、関係当局の認可等を条件に、吸収分割によりＤＢ信託株式会社（以下「甲」といいます。住所は東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー。）に対して当社の信託の受託業務及びキャッシュ・マネージャー業務に関する権利義務の一部を承継させることに致しました（かかる吸収分割を、以下「本吸収分割」といいます。）。

本吸収分割に関しましては、平成二十五年十月十日付官報及びフジサンケイビジネスアイにて既に公告しておりますが、今回、甲との間において締結した平成二十五年十月四日付吸収分割契約の一部を変更するため、甲との間で吸収分割契約変更契約を締結致しました。また、かかる吸収分割契約変更契約により、本吸収分割に係る効力発生日を平成二十五年十一月二十九日から平成二十六年一月九日に変更致しましたので、改めて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条第三項の規定により左記のとおり公告致します。

記

一、効力発生日

平成二十六年一月九日

二、引受けを行った信託関係の処理の方法

甲に乙の信託の受託業務及びキャッシュ・マネージャー業務に関する権利義務の一部を承継させます。

平成二十五年十一月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館

ニューヨークメロン信託銀行株式会社

代表取締役　杉村健次郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金三億一千九百二十万円減少し、金五十四億七千九百六十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十二月二十日であり、取締役の決定は、平成二十五年十一月十五日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年十月二十四日付官報の号外第二三〇号八十八頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

二番町インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十二億二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年一月二十八日付官報号外第十六号の五十九頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

フェニックス・フォー特定目的会社

取締役　大西　亜衣

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年七月二十四日付官報号外第一六〇号の八十八頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ８特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年一月二十五日付官報号外第十五号の四十三頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ１２特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年一月二十五日付官報号外第十五号の四十四頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ１３特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年九月二十七日付官報号外第二一〇号の一八四頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ダイコク・ディストリビューションセンター特定目的会社　取締役　山﨑　亮雄

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十八日付第二四八号

九六ページ●同日付政府調達第二六号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）